

みやぎ型管理運営方式公共施設等運営権設定支援業務 仕様書

1 適用

この仕様書は、宮城県企業局（以下「発注者」という。）が実施する「みやぎ型管理運営方式公共施設等運営権設定支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 目的

宮城県では、水道事業の運営基盤を強化するため、水道用水供給事業の2事業、工業用水道事業の3事業、流域下水道事業の4事業を合わせた9事業（以下「対象事業」という。下記表のとおり）を対象とし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づく公共施設等運営権制度による事業（以下「本事業」という。）を実施することとした。

本業務は、PFI法に基づく実施方針の策定及び募集要項（案）の作成等を行うとともに、財務、法務、技術等の専門知識の提供及び民間事業者の公募のための各種資料の作成・公表、民間事業者の選定・契約に係る一連の支援を行うことにより、発注者が実施するみやぎ型管理運営方式の効果的なスキームの構築及び確実な導入を図ることを目的とする。

対象事業

水道用水供給事業	大崎広域水道事業
	仙南・仙塩広域水道事業
工業用水道事業	仙塩工業用水道事業
	仙台圏工業用水道事業
	仙台北部工業用水道事業
流域下水道事業	仙塩流域下水道事業
	阿武隈川下流流域下水道事業
	鳴瀬川流域下水道事業
	吉田川流域下水道事業

3 委託期間

契約締結日から平成33年（2021年）3月31日（水）まで

4 業務の内容

本業務における受注者の行う業務は、次のとおりとする。

なお、本業務の実施に当たっては、PFI法、関連法令及び公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（平成30年10月18日施行 内閣府公表）等を適用するものとする。

【業務内容】

(1) 業務計画書の作成等

本業務の開始に当たり、業務の実施方針、工程、体制等を示した業務計画書を作成する。また、発注者が実施した、「平成28年度上工下水デューディリジェンス調査」及び「平成28年度みやぎ型管理運営方式導入可能性等調査」（以下「過年度調査」という。）の結果を踏まえ、必要となる資料の収集及び整理を行う。

過年度調査の報告書は、企画提案書の作成に当たり宮城県企業局水道経営管理室内において閲覧することができる。ただし、閲覧を希望する場合は、事前に当室と日程調整を行う必要がある。なお、閲覧期間は、平成30年12月25日（火）から平成31年1月18日（金）までの土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(2) 実施方針（案）等の策定及び公表に係る業務

過年度調査において検討した事業スキーム、官民のリスク分担等の検討課題及び成果を活用して、PFI法に基づく実施方針（案）の策定及び公表並びに民間事業者との対話を行うために必要となる次の作業及びこれに伴う必要事項の検討を行う。この際、性能発注の具体的な仕組み、市町村事業への拡大のあり方、第三者を含むモニタリングのあり方等について、本事業の趣旨を踏まえて十分に検討すること。

[業務作業内容]

- ・ PFI法に基づく実施方針（案）の策定
- ・ 添付資料等、公表資料の内容調整及び取りまとめ
- ・ 実施方針（案）説明会の開催
- ・ 実施方針（案）等に対する質問回答案の作成
- ・ 実施方針（案）等の修正
- ・ VFMの評価及び取りまとめ
- ・ マーケットサウンディング（MS）、パブリックコメントの実施及び取りまとめ
- ・ 設備更新計画の見直し
- ・ 流域下水道事業に係るストックマネジメント及びデューディリジェンス調査結果を反映した修正
- ・ 発注者による条例制定の支援
- ・ 発注者によるPPP/PFI検討委員会等の開催支援
- ・ その他必要なもの

(3) 募集要項（案）等の作成及び公表に係る業務

本事業をPFI法に基づく特定事業として実施する際、民間事業者の募集手続きの開始に必要な次の作業及びこれに伴う必要事項の検討を行う。検討に際しては、みやぎ型管理運営方式の目指す事業成果や趣旨を十分に踏まえ、民間事業者の創意工夫を最大限に引き出せる内容とすること。また、民間事業者の参入意欲を高めるための事業条件の工夫を行うこと。

[業務作業内容]

- ・募集要項（案）の内容調整，取りまとめ及び作成
- ・要求水準書（案）の内容調整，取りまとめ及び作成
- ・事業者選定基準（案）の内容調整，取りまとめ及び作成
- ・様式集及び記載要領の内容調整，取りまとめ及び作成
- ・基本協定書（案）の内容調整，取りまとめ及び作成
- ・公共施設等運営権実施契約書（案）の内容調整，取りまとめ及び作成

(4) 情報開示資料（案）の取りまとめ

過年度調査において整理した情報開示資料，資産・財務・法務デューデリジェンス調査等の情報を最新データへ更新するとともに，対象事業の主要施設全景を空撮により写真及び動画の形式で撮影してデータを保存することにより，事業参入を検討する民間事業者の意思決定に有用となる各種情報の整理・開示を行う。

なお，流域下水道事業については，今年度にデューデリジェンス調査を実施している。

(5) 特定事業の選定（案）に係る業務

過年度調査において実施したマーケットサウンディング等の結果を踏まえつつ，必要に応じて新たな情報を収集及び分析し，本事業を PFI 法に基づく特定事業として選定する上で必要となる次の作業及びこれに伴う必要事項の検討を行う。

なお，本事業では特定事業選定の公表を事業者選定の公告の前に行う予定である。

[業務作業内容]

- ・PFI 方式における運営権対価の再試算
- ・VFM の再評価及び取りまとめ
- ・特定事業選定結果公表資料（案）の作成
- ・その他必要なもの

(6) 民間事業者の募集・選定に係る業務

本事業を実施する民間事業者の募集・選定に際して必要となる次の作業及びこれに伴う必要事項の検討を行う。本事業では競争的対話による事業者選定プロセスを想定しており，事業の目的に沿った効果的な対話が行えるよう工夫すること。

[業務作業内容]

- ・募集要項（案）等説明会の開催
- ・募集要項（案）等に対する質問回答案の作成
- ・第一次審査の実施
- ・現地見学会等の開催
- ・第二次審査参加者との競争的対話の実施
- ・競争的対話を踏まえた募集要項（案）等の追加修正
- ・第二次審査の実施
- ・選定結果公表資料案の作成

- ・選定結果に基づくVFMの再計算
- ・その他必要なもの

(7) 協定・契約等の締結に係る業務

本事業を実施する民間事業者等との公共施設等運営権実施契約の締結に際して必要となる次の作業及びこれに伴う必要事項の検討を行う。

[業務作業内容]

- ・基本協定書の作成
- ・実施契約書の作成
- ・その他必要なもの

(8) 審査委員会の設置・運営に係る業務

本事業を実施する民間事業者の募集・選定に際して、財務面・技術面・法務面の専門家による有識者委員会からの意見を聴取する上で必要となる次の作業及びこれに伴う必要事項の検討を行う。

[業務作業内容]

- ・委員候補の検討
- ・委員会の開催に係る支援
- ・その他必要なもの

(9) 事業の引継ぎ等に係る業務

発注者は、本事業を実施する民間事業者に対して円滑な運営開始のため引継ぎ作業を行うことから、これに必要となる次の作業及びこれに伴う必要事項の検討を行う。

[業務作業内容]

- ・関係許認可に係る手続きの支援
- ・既往契約書の承継に関する協議
- ・関連契約書、協定書等の作成支援
- ・宮城県による民間事業者への業務引継ぎの支援
- ・その他必要なもの

(10) モニタリングに係る業務

民間事業者による業務実施に関して、宮城県が実施するモニタリング手順や体制整備の支援において必要となる作業及びこれに伴う必要事項の検討を行う。

[業務作業内容]

- ・宮城県によるモニタリング手順や体制整備の支援
- ・民間事業者が作成する事業実施計画、モニタリング実施計画等の提出書類の確認
- ・モニタリング協議会等の設置に係る支援
- ・第三者機関によるモニタリング体制の立ち上げと情報公開に関する支援
- ・その他必要なもの

(11) 業務打合せ

業務の実施に当たっては、発注者と打合せ協議を綿密に行うこと。また、繁忙期は

宮城県庁内で実施する打合せ回数が多くなることが想定されるので、担当者の滞在や作業場の確保等の適切な体制を整えること。

(12) 報告書作成（成果品の提出）

(13) その他関連業務

- ・本事業の実施に伴い、発注者が策定した「宮城県企業局新経営計画」及び「宮城県企業局水道事業経営管理戦略プラン」との整合性を図り、記載内容を更新する。
- ・本事業関連シンポジウム等を開催する。（事前準備、当日支援及び事後処理）
- ・現地見学会等を開催する。（事前準備、当日支援及び事後処理）

6 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。報告書はワード、エクセル及びパワーポイント形式並びに PDF 形式で作成するとともに、報告書内で作成した図表やグラフ等は、発注者にて加工可能な形式で提出すること。報告書には、公募型プロポーザル方式の企画提案内容及び契約の仕様内容を全て網羅していることを示す一覧表を添付すること。

なお、報告書の提出期限は平成33年（2021年）3月31日（水）とし、成果品の内容等に不備があった場合は、速やかに無償で対応すること。

- | | |
|---------------------|-----|
| ・報告書（A4 カラー刷り 製本） | 5 部 |
| ・報告書概要版 | 5 部 |
| ・報告書参考資料集 | 5 部 |
| ・上記3点の電子データ（CD-ROM） | 3 部 |

7 再委託

- (1) 受注者は、本業務を一括して、又は、本業務における総合的な企画及び判断に係る業務について再委託してはならない。
- (2) 受注者は、(1) に規定する業務以外の再委託については、業務再委託届を事前に提出し、発注者の承諾を受けなければならない。
- (3) 受注者は、再委託先に対して、業務の円滑な実施のため、適切な指導及び管理を行わなければならない。

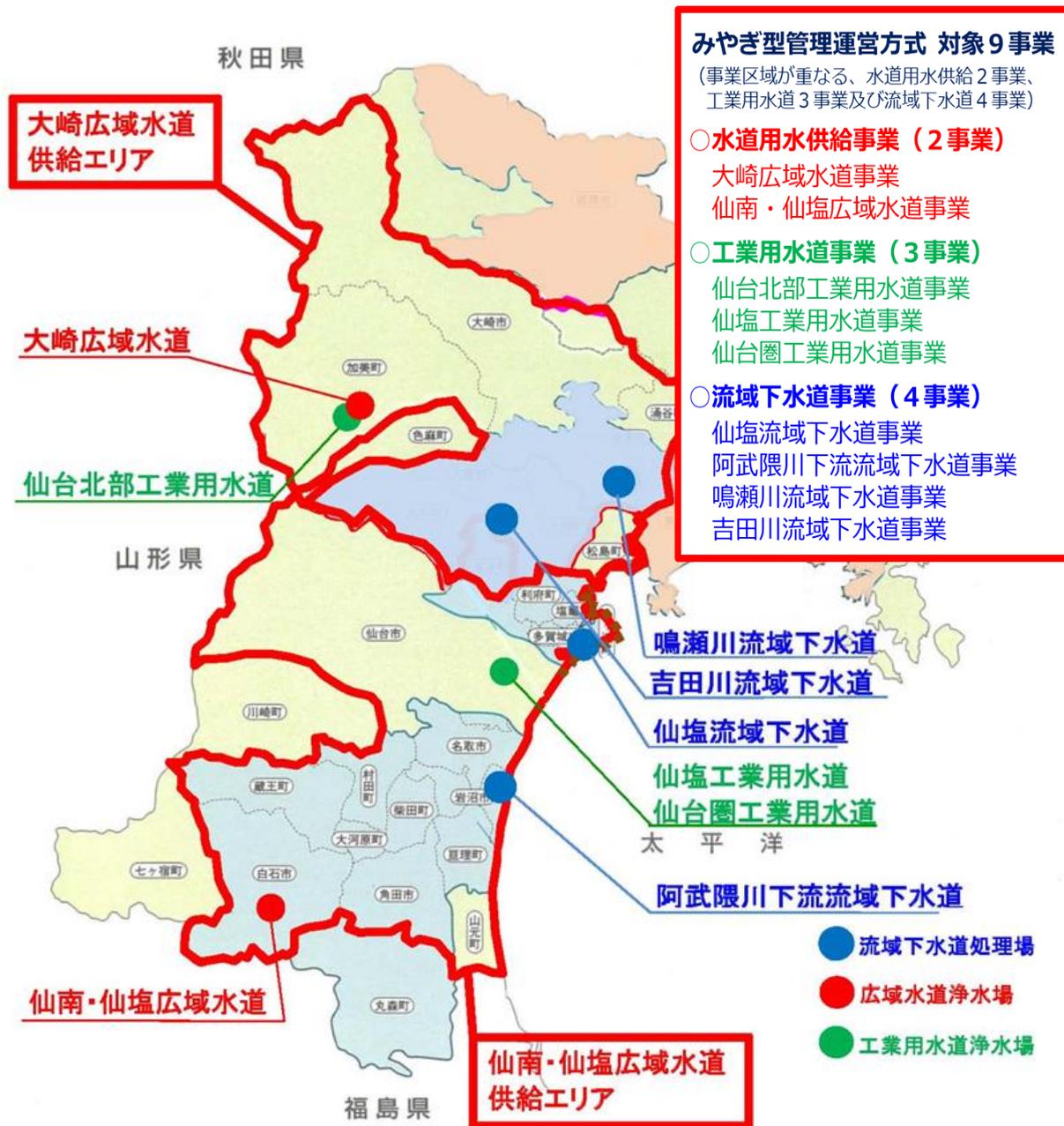
8 その他

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たって、発注者との連絡調整を十分に行うとともに、情報及び資料の収集に努めること。
- (2) 受注者は、発注者の要請がある場合は、他の委託業務との連携及び調整並びに今後実施される委託業務への引き継ぎについて可能な限り対応すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項、又は作業工程において疑義が発生した場合は、発注者の指示に従うものとする。
- (4) 本業務における成果品の著作権及び著作権はすべて発注者に帰属するものとし、受注者

は発注者の許可なく複製、公表、貸与及び使用してはならない。ただし、成果品の一部分に第三者の著作物、又は本契約の締結以前から受注者が有していた著作物が含まれる場合はこの限りでない。

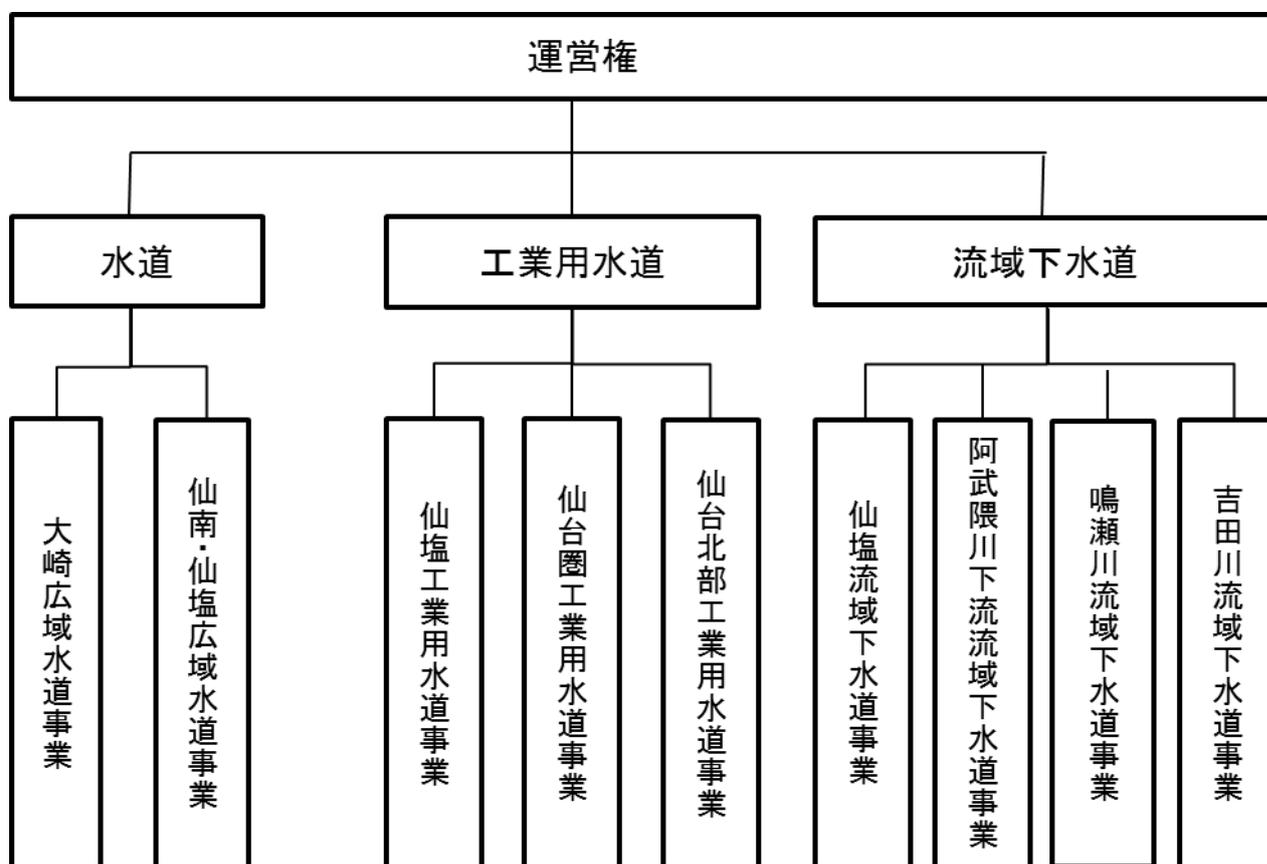
- (5) 受注者は、本業務で知り得た事項については、いかなる理由があっても、発注者の承諾なく第三者に漏らしてはならない。また、公共業務の受注者としての職業倫理に則り、常に公正、公平及び中立を心がけること。
- (6) 本業務は、国の補助事業を活用していることから、業務の執行に当たり、国に対する事業遂行状況の報告、本業務完了後の実績報告等に関する業務を含むものとする。また、実地検査等に際して当該業務に関する書類の提出等、協力を求めることがある。
- (7) 本業務の受注者（再委託者を含む）は、本事業を PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定した場合にあっては、同法第 8 条に定める民間事業者の選定に参加しようとする参加企業、参加企業グループの一員、又は、協力会社となることはできない。また、本業務の受注者と資本、人事面等において、関連を有すると認められるものについても同様とする。

○水道3事業の区分



○事業方式

- ・宮城県は、PFI法第16条に基づき、民間事業者に公共施設等運営権を設定する。
- ・運営権は、3事業一体として設定する。
- ・運営権の設定を受ける「運営権者」は、対象となる3事業の一体的な運営を図るため、同一の民間事業者とする。



みやぎ型管理運営方式公共施設等運営権設定支援業務

【上工下水一体官民連携運営構築に向けた主な流れと委託業務】

